

旭川医科大学職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学職員給与規程の一部を改正する規程

旭川医科大学職員給与規程（平成16年旭医大達第153号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第19条 次の各号に掲げる職員には、当該各号に掲げる額を初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 一般職基本給表(二)の適用を受ける職員(調理師を除く病院で勤務するものに限る。)、医療職基本給表の適用を受ける職員(前号に該当するものを除く。)及び看護職基本給表の適用を受ける職員(保健管理センターで勤務するものを除く。)</p> <p>月額2,500円 <u>(ただし、一般職基本給表(二)及び看護職基本給表の適用を受ける職員のうち、看護部所属の職員については、看護職員の処遇改善を目的とした診療報酬の加算制度が改正又は廃止されるまでの間、「月額2,500円」を「月額9,800円」と読み替えるものとする。)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和4年12月14日から施行し、改正後の第19条第1項第3号ただし書きの規定は、令和4年10月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>診療報酬加算による看護職員への処遇改善を行うため、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第19条 次の各号に掲げる職員には、当該各号に掲げる額を初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1)～(2)</p> <p>(3) 一般職基本給表(二)の適用を受ける職員(調理師を除く病院で勤務するものに限る。)、医療職基本給表の適用を受ける職員(前号に該当するものを除く。)及び看護職基本給表の適用を受ける職員(保健管理センターで勤務するものを除く。)</p> <p>月額2,500円</p> <p>(略)</p>